

川崎市告示第86号

化学物質の適正管理に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第93条の規定に基づき、化学物質の適正管理に関する指針を次のように定め、平成29年4月1日から適用し、平成12年川崎市告示第606号は、同日から廃止する。

平成29年 2月17日

川崎市長 福田 紀彦

事業者及び市は、化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の適正な管理に関し、次に掲げるところにより実施するものとする。

1 管理体制の整備

- (1) 事業者は、化学物質の適正管理について事業所全体で取り組むために、化学物質の適正管理について検討し、実施することを目的とする経営部門、事業部門、環境安全部門等を包括した組織（以下「管理組織」という。）を整備すること。
なお、組織の整備に当たっては、責任者、役割分担、連絡体制等を明確にすること。
- (2) 事業者は、事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法等を定めた規程類（以下「管理規程類」という。）を整備すること。
なお、管理規程類の整備に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 化学物質の管理体制、取扱い規準等について、理解しやすく、かつ、実行できるような管理規程類とすること。
 - イ 管理規程類の機能を十分果たすよう常に内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。
- (3) 事業者は、従業員等に対し計画的かつ定期的に環境の保全のための対策の必要性及び内容等について研修を行い、化学物質の適正な管理の仕組みを従業員等に十分理解させ、化学物質の適正な管理を実施させること。
- (4) 事業者は、災害及び事故防止のため、次に掲げる対策を行うこと。
 - ア 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための作業規準の作成並びに施設の保守及び点検等を確實に行うこと。
 - イ 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を最小限に抑えるための災害及び事故への対応措置をあらかじめ検討し、適切な対策を講ずること。
 - ウ 定期的に災害及び事故に対応するための訓練を行うこと。
- (5) 事業者は、事業所内の適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報、災害及び事故対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の点検のポイント等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

2 情報の収集及び整理

事業者は、次に掲げる化学物質に関する情報の収集及び整理を行うこと。

- (1) 取扱い化学物質製品の成分
- (2) 物理化学的性状
- (3) 危険性及び有害性
- (4) 関連する法規
- (5) 汚染及び事故の事例等
- (6) 使用量及び排出量がより少ない技術又は機器
- (7) 危険性及び有害性の低い代替物質
- (8) 排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去及び処理のための技術及び設備

3 受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の把握

- (1) 事業者は、化学物質の受入れ、保管及び使用の量及び方法を把握し、整理すること。
なお、混合物については、その主要成分ごとに量を把握すること。
- (2) 事業者は、排煙及び排水中の濃度測定又は化学物質の使用量等からの推計等により、化学物質の大気及び水への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量並びに排出及び廃棄の方法の把握を行うこと。

4 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器等の使用

- (1) 事業者は、次に掲げる工程管理対策を実施すること。
 - ア 主要な作業工程について、工程ごとの化学物質の使用量、排出量及び廃棄物としての移動量の把握を行うこと。
 - イ 事業者は、生産工程の変更などにより化学物質の使用量又は排出量が大幅に増加する場合には、化学物質による環境への影響についても検討を行い、環境汚染の未然防止に努めること。
 - ウ 危険性及び有害性が高い化学物質又は排出量の多い化学物質から順次使用量及び排出量の削減を図ること。
 - エ 作業工程の合理化、密閉性の高い機器の使用、適正な維持管理等を行うこと。
- (2) 事業者は、使用する化学物質の危険性及び有害性を評価し、より危険性及び有害性の低い物質を導入すること。

5 適正な処理技術等の導入及び維持管理

事業者は、排煙、排水及び廃棄物中の化学物質の回収・再利用、除去及び処理について適正な技術及び設備を導入するとともに、その適正な維持管理を行うこと。

6 自主管理目標の設定等

- (1) 管理対象物質（化学物質のうち、有害性、危険性及び地球環境への影響等の観点から、環境安全上特に注意を要する物質で、別表に掲げるものをいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、環境の保全上の支障を防止するための自主管理目標及び目標達成時期を設定すること。
- (2) 管理対象物質を取り扱う事業者は、自主管理目標を達成するための実施計画を策定すること。
- (3) 管理対象物質を取り扱う事業者は、実施計画の達成状況について毎年確認し、自己評価を行うこと。

- (4) 管理対象物質を取り扱う事業者は、自己評価の結果に基づき実施計画の見直しを行うこと。

7 報告

市長は、事業者に次に定める項目について報告を求めることができる。

- (1) 1の(1) 定める管理組織
- (2) 1の(2) 定める管理規程類
- (3) 3の(1) に定める受入れ、保管及び使用の量及び方法
- (4) 3の(2) に定める排出量及び移動量並びに排出及び廃棄の方法
- (5) 6に定める自主管理目標及び目標達成時期、実施計画、達成状況並びに自己評価結果
- (6) その他市長が必要と認める項目

8 公表

特定事業者（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）で規定する指定事業所を所有する者のうち、従業員数50人以上の管理対象物質を取り扱う事業者をいう。）は、自主管理目標、目標達成時期、実施計画、達成状況等について、自主的に公表することに努めるものとする。

9 指導・助言

市長は、以下の項目について必要な指導・助言を行うことができる。

- (1) 事業者が設定する自主管理目標
- (2) 事業者が作成する実施計画（実施計画の見直しも含む。）
- (3) その他この指針に関する事項

10 支援措置

市長は、事業者の化学物質対策を支援するため、以下の項目について実施に努めるものとする。

- (1) 化学物質に関する環境情報、毒性情報等の情報収集の方法及び利用可能な情報機関（データベース機関）の整理並びにこれらの情報提供
- (2) 市内における化学物質の環境への排出量・移動量の集計及び公表
- (3) 市内における管理対象物質の環境調査の実施及び調査結果の公表
- (4) 化学物質の適正管理に関する相談窓口の設置

別表

管理対象物質

(1) 亜鉛の水溶性化合物	(33) 三フッ化窒素
(2) アクリルアミド	(34) 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)
(3) アクリル酸	
(4) アクリル酸エチル	(35) 1,2-ジクロロエタン
(5) アクリロニトリル	(36) 1,2-ジクロロプロパン
(6) アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	(37) オルト-ジクロロベンゼン
(7) 2-アミノエタノール	(38) ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
(8) アリルアルコール	
(9) アルシン	(39) ジブチルヒドロキシトルエン
(10) アンチモン及びその化合物	(40) ジメチルアミン
(11) イソプレン	(41) シラン
(12) 4,4'-イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)	(42) スチレン
(13) エチルベンゼン	(43) ダイオキシン類
(14) エチレンオキシド	(44) テトラクロロエチレン
(15) エチレングリコールモノエチルエーテル	(45) テトラヒドロフラン
(16) エピクロロヒドリン	(46) 銅水溶性塩(錯塩を除く。)
(17) 1,2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)	(47) トリエチルアルミニウム
(18) 塩化水素	(48) 1,1,1-トリクロロエタン
(19) 塩化チタン	(49) 1,1,2-トリクロロエタン
(20) 塩化パラフィン	(50) トリクロロエチレン
(21) 塩素	(51) トルエン
(22) キシレン	(52) 鉛及びその化合物
(23) クロム及び三価クロム化合物	(53) ニッケル
(24) 六価クロム化合物	(54) ニッケル化合物
(25) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	(55) パラーニトロアニリン
(26) クロロブレン	(56) ビスマス及びその化合物
(27) クロロホルム	(57) ヒドラジン
(28) クロロメタン(別名塩化メチル)	(58) 1,3-ブタジエン
(29) 五酸化バナジウム	(59) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
(30) 酢酸ビニル	(60) ふつ化水素及びその水溶性塩
(31) 三塩化ホウ素	(61) ベリリウム及びその化合物
(32) 酸化チタン	(62) ベンゼン
	(63) ホルムアルデヒド
	(64) マンガン及びその化合物
	(65) その他市長が必要と認める物質